



BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド

(愛称) ウィンドミル

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

ベアリング投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号

設立年月日：1986年1月13日

資本金：250百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,725億円

(資本金、運用純資産総額は2013年6月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

〈照会先〉ベアリング投信投資顧問株式会社

●ホームページ:<http://www.barings.com/jp>

●電話番号:03-3501-6381(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	債券 一般	年12回(毎月)	グローバル (日本を含む)	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2013年2月8日に関東財務局長に提出しており、2013年2月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

追加的記載事項

投資信託約款の変更(予定)について

当ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解いただきお申込みいただきますようお願いいたします。

1. 約款変更の内容(重大なもの)

- ① 当ファンドと実質的に同一の運用方針を有する親投資信託(マザーファンド)を新設し、当ファンドの投資信託約款中の運用の基本方針、運用指図範囲およびその他関連条文について、当該マザーファンドを主要投資対象とするための所要の変更を行います。
- ② 新たにロンドン(英国)の銀行休業日を追加設定・一部解約の申込不可日とします。
- ③ 平成18年改正信託法(いわゆる新法)適用の投資信託とします。

2. 約款変更の理由

- ① ファミリーファンド方式とすることで、新たに当該マザーファンドを主要投資対象とするベビーファンド(1年決算型)の設定を可能とし、投資家ニーズの多様化に対応するため。
- ② 運用残高の増加およびファミリーファンド方式での運用とすることなどから運用再委託先の銀行休業日に合わせ追加設定・一部解約の申し込み不可日を設け円滑な資金管理を行うため。
- ③ 新設のマザーファンドが新法適用のため、適用法の平仄を合わせるため。

3. 約款変更適用予定日

2013年10月15日(火)

当該約款変更については、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に定める「重大なもの」に該当するため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続き、日程にて変更が確定いたします。

<重大な約款変更にかかる手続き、日程について>

- ① 新聞公告日(日本経済新聞朝刊) : 2013年8月9日(金)
- ② 異議申立期間 : 2013年8月9日(金)から2013年9月9日(月)
- ③ 約款変更決定日 : 2013年9月10日(火)
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間 : 2013年9月20日(金)から2013年10月10日(木)
- ⑤ 約款変更適用日(予定) : 2013年10月15日(火)

※異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、約款変更を行いません。

※ファミリーファンド化後の当ファンドの名称を「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型)(愛称) ウィンドミル」とする予定です。

※2013年8月8日(木)以降に当ファンドの購入をお申込みいただいた場合には、上記の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン(利息収入)の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

■ ファンドの特色

1

世界の公社債(投資適格債)を主要投資対象とします。

インカム・ゲイン(利息収入)の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。
金利変動リスクの管理のため債券先物取引を活用することがあります。

2

各通貨の中長期的な見通しに基づいて
通貨配分の変更を機動的に行い、
為替変動リスクを管理します。

外貨建資産に対する為替ヘッジの目的を含めて、為替変動リスクの低減を図ります。
※市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

毎月の分配を目指します。

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配額を決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

4

世界の公社債の運用にあたっては、
ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する
権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドは、世界の主要な市場に展開する資産運用グループ
であるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国における運用拠点です。



当ファンドの愛称「**ウィンドミル**」は、英語で「**風車**」を意味します。

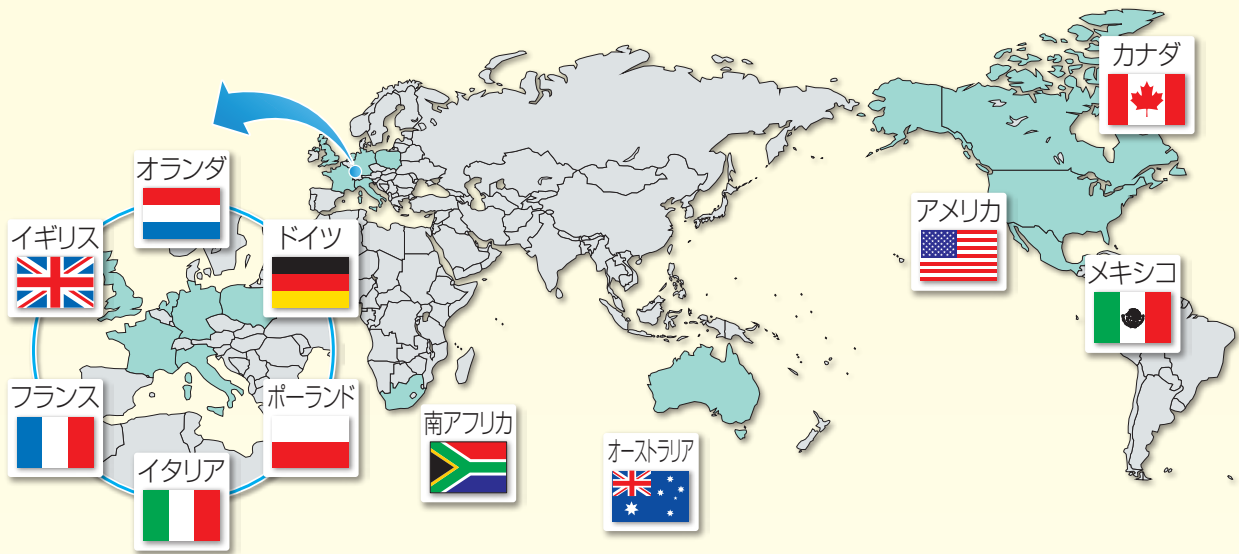
ファンドの特色 1

世界の公社債(投資適格債)を主要投資対象とします。

主として**世界の公社債に分散投資**を行い、**インカム・ゲイン(利息収入)の確保**と**信託財産の長期的な成長**を目指します。

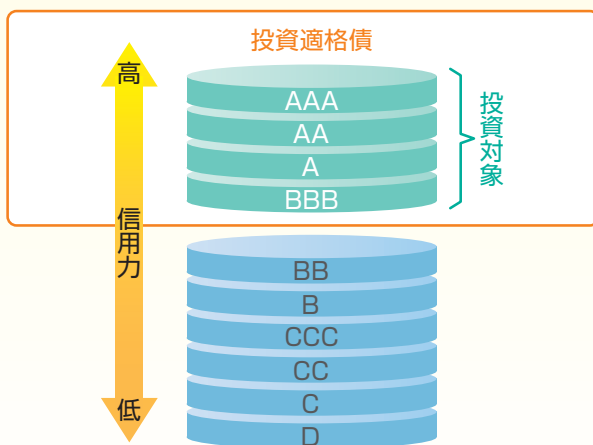
- **世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。**
 - 先進国の国債に加え、社債や新興国の国債なども投資対象に含まれます。
 - 金利変動リスクの管理のため先進国の国債先物取引を活用することがあります。

投資対象国・地域



- 上記は投資対象国の一例です。これら全ての国々へ投資するわけではありません。また、上記に表示されていない国へも投資する場合があります。
- 投資対象国は、組入有望証券の価格変動や投資方針に基づく保有銘柄の変更などにより変動します。

投資対象債券の格付け



債券の格付けとは

債券の格付けとは、債券の元本および利息の支払いの確実性の度合いを示すものです。例えば、スタンダード・アンド・プアーズ社の場合 BBB 格以上の格付けを得ている債券を投資適格債と呼びます。

なお、スタンダード・アンド・プアーズ社は、格付け機関の例をあげたものであり、他社の格付けも採用します。

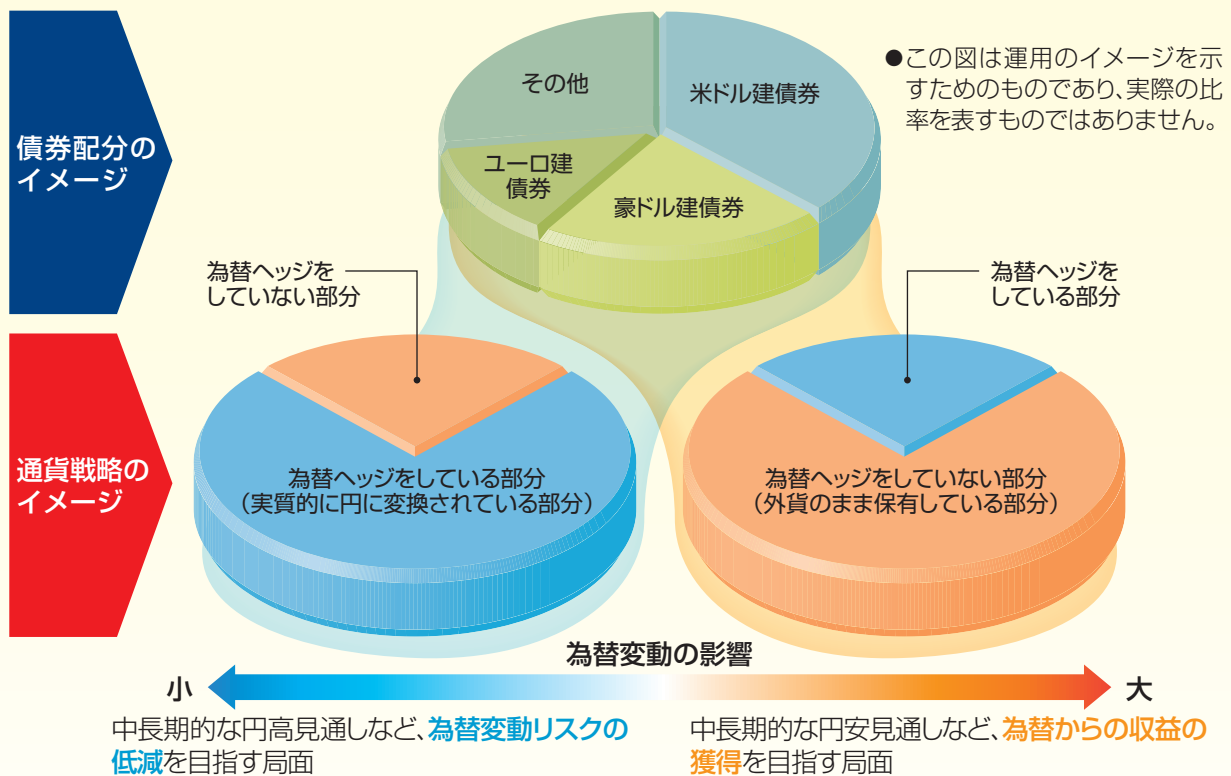
- 格付けを得ていない公社債でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合には投資を行うことがあります。

ファンドの特色 2

各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、為替変動リスクを管理します。

為替変動リスクの回避目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、為替変動リスクを管理します。

- 債券運用とは別に、通貨配分を管理することにより、投資成果を最大限に追求します。
- 各通貨の中長期的な見通しに基づいて、通貨毎に為替ヘッジの判断を行います。
 - 各通貨の運用に際しては、保有している債券の時価評価額を超える為替ヘッジ取引を行うこともあります。
 - 債券を保有していない国の通貨についても、為替予約取引を行うことがあります。



世界債券投資につきものである「**為替変動リスク**」を管理することがウィンドミドルの特徴です。中長期的に安定的な収益を上げるためには「**為替変動リスク**」の管理が重要です。

●市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色 3

毎月の分配を目指します。

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配額を決定します。



経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含む)の全額を分配対象額の範囲とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※上記は収益分配金のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの特色 4

世界の公社債の運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドは、英国ロンドンを本拠地として250年にわたる歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。債券運用においては、徹底したファンダメンタルズ調査により、市場で認識されていない価値の発掘を目指します。

ベアリングについて About Barings

日本における拠点：ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

■250年にわたる豊かな経験

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。

■日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

■伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



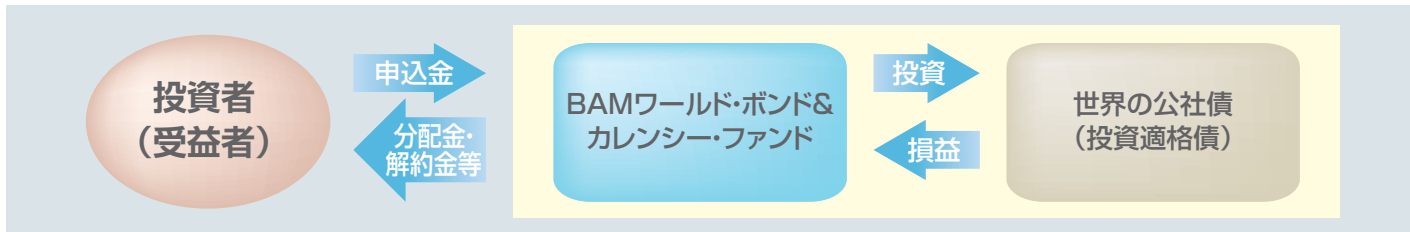
日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。(ベアリング古文書資料館所蔵)

※ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

資金動向および市況動向等によっては、前述のファンドの特色に記載のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ご投資者の皆様からの資金を、主として世界の公社債(投資適格債)に投資を行います。



主な投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、決算時(毎月1回10日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

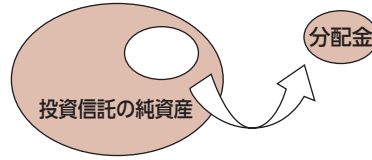
- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

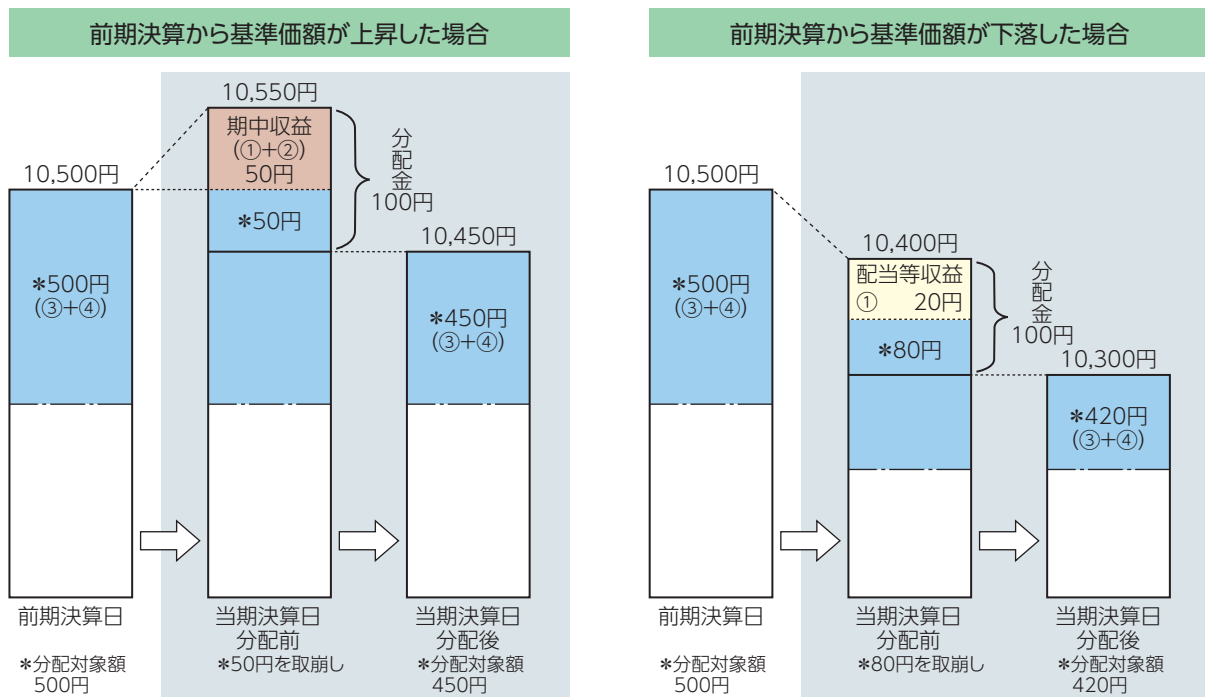
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

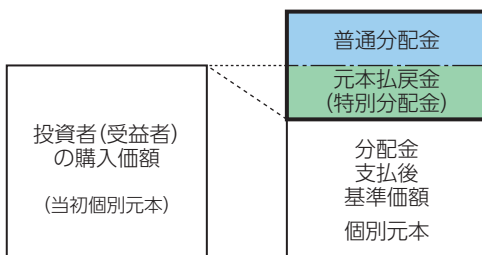
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

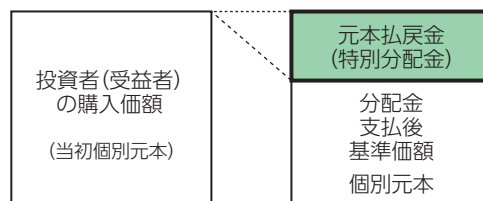
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、**ご投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**また、**投資信託は預貯金とは異なります。**ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

公社債市場リスク(金利変動リスク)

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。なお、当ファンドの資産規模によっては、当ファンドの投資方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

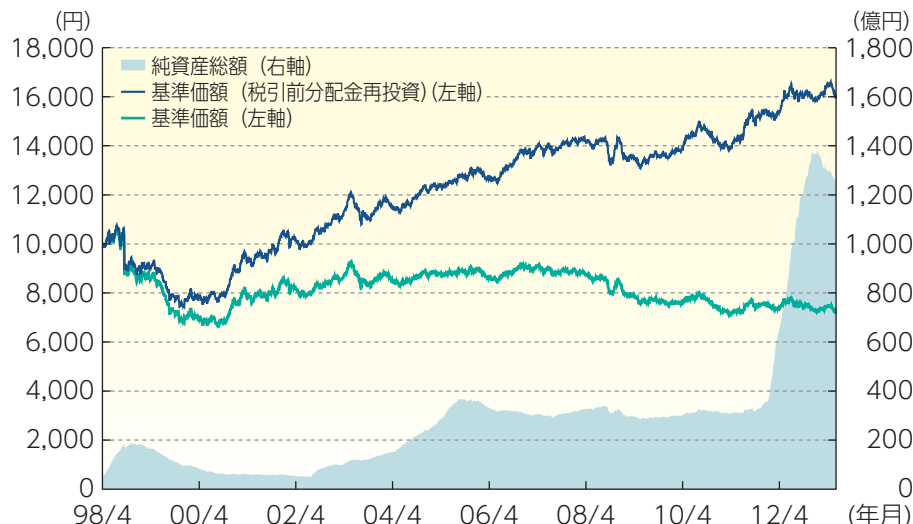
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

運用実績

基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
 基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2013年6月28日
設定日	1998年4月28日

基準価額	7,224円
純資産総額	1,257.9億円

分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第176期	2013年1月	40円
第177期	2013年2月	30円
第178期	2013年3月	30円
第179期	2013年4月	30円
第180期	2013年5月	30円
第181期	2013年6月	30円
直近1年間累計		430円
設定来累計		6,470円

組入上位10銘柄 ※比率は対純資産総額

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国名	比率(%)
1	米国国債	11.25	2015年2月15日	AAA	米ドル	アメリカ	3.7
2	カナダアルバータ州政府債	4.35	2016年6月15日	AAA	カナダ・ドル	カナダ	3.7
3	ポーランド国債	6.25	2015年10月24日	A	ポーランド・ズロチ	ポーランド	2.9
4	西オーストラリア州理財公社債	8	2017年7月15日	AAA	豪ドル	オーストラリア	2.7
5	西オーストラリア州理財公社債	7	2019年10月15日	AAA	豪ドル	オーストラリア	2.5
6	ベルギー国債	9.375	2020年2月21日	AA	英ポンド	ベルギー	2.3
7	カナダケベック州政府債	7.5	2023年7月15日	AA	米ドル	カナダ	2.3
8	欧州投資銀行債	6	2020年8月6日	AAA	豪ドル	国際機関	2.2
9	メキシコ国債	8	2015年12月17日	A-	メキシコ・ペソ	メキシコ	2.0
10	国際復興開発銀行債	7.625	2023年1月19日	AAA	米ドル	国際機関	2.0

債券格付比率

内訳	組入比率(%)
AAA	49.5
AA	24.7
A	16.8
BBB	2.1
現金等	6.8
合計	100.0

※組入比率は対純資産総額。

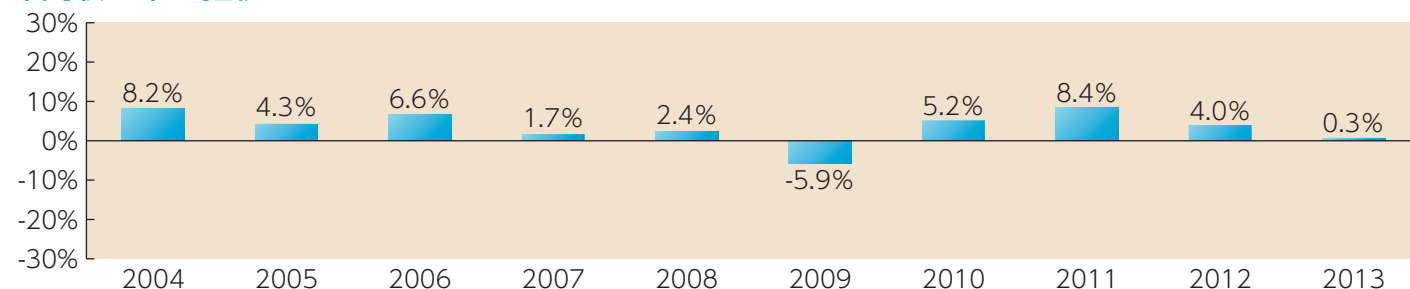
債券種別構成比率

内訳	組入比率(%)
国債	33.6
地方債	33.5
国際機関債等	21.4
社債	4.6
現金等	6.8
合計	100.0

※組入比率は対純資産総額。
 ※国際機関債等には公社公団債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のスタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社及びフィッチ社の格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

年間収益率の推移



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2013年は6月28日までの収益率を表示。
 ※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
申 込 不 可 日	ありません。
購 入 の 申 込 期 間	2013年2月9日から2014年2月10日まで (上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。
信 託 期 間	無期限(1998年4月28日設定)
繰 上 償 還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、受託会社と合意のうえ、当ファンドを償還させることがあります。
決 算 日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	2兆円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(5月、11月)の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。(2014年1月1日以降) 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**2.625%(税抜2.5%)**を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額 信託財産留保額はありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に対し**年1.5225%(税抜1.45%)の率**を乗じて得た金額とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
100億円以上 200億円未満の部分	年率0.63% (税抜0.60%)	年率0.84% (税抜0.80%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
200億円以上の部分	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、当ファンドの外部委託先である投資顧問会社(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド)への運用報酬(年率0.335%以内)が含まれます。

その他の費用・手数料 上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- 上記は2013年6月末日現在のものです。上記税率は2013年12月31日まで適用されるものであり、2014年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- 少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合
少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

